

H31年度 安来市立飯梨小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利及び基本的人権等を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長を阻害し、人格の形成等に甚大かつ重大な危険を生じさせるものである。

また、いじめは、いつでも、どこからでも、どの児童にでも起こり得るものであり、どの児童も被害者と加害者の両方になり得るといふ危険性をもはらんでいる。

こうした事実をふまえて、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの子でも、どの学校でも起こり得る」ことを念頭に、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの早急な対処措置」について、飯梨小としての共通理解を図り、組織的に対応していく。

特に、本校では、いじめの予防と早期発見に特に重点的に取り組んでいくと共に、いじめが発生した場合には、児童の尊厳を最大に重視し、教育委員会や地域、家庭、児童相談所等の関係機関との連携のもと、早急にいじめ根絶に向けて、組織をあげて適切な対処に全力で取り組んでいく。

さらに、常にいじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のために、いじめ防止に係る取組を、定期的に振り返り、改善を加えていく。

1. いじめ防止のための取組

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取り組みとし、日々の充実した学習の中で、子どもたちの心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にす。

(2) 教職員による指導について

□校内研修の確立と情報共有の場の確立及び児童への指導の徹底。

□いじめを許さない体制の確立と児童への周知。

□児童への薫陶の時間と場の設定。

□いじめのサインの共通理解。

□日常的な「分かる授業」の実践。

□教員による自身の指導の振り返り。

□学級経営を中心にした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくり。

□道徳の時間を中心とする全教育活動における指導。

□児童理解による教育活動の精選、めあての確立。

□社会体験や体験活動の推進と充実。

□相互の授業の公開と参観等、多くの目でいろいろな学級を見る機会の設定。

□異学年、異世代との交流の推進。

□教員研修について

・学校、学級経営 ・ソーシャルスキル ・特別活動 ・道徳 他

□児童への指導

・ソーシャルスキル ・交流活動 ・学習指導（校内研究） 他

(3) 児童に培う力とその育成に向けた具体的取組

□自尊感情と自己有用感。

□規律を守った学校生活。

□美しいものを美しいと言える素直な心。

□みずみずしい感性。

□他者とのちがいを正しく認識できる力。

□他者のよい所を理解し、認め合える力。

□他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。

【具体的な取組】①

- ・一人一人の活躍の場の設定（学級経営の充実）
- ・つきたい力を明らかにした「分かる授業」の実践
- ・学習や行動を振り返る時間の設定
- ・地域に根ざした価値ある豊かな体験活動の設定
- ・読書活動の推進
- ・児童一人一人に対する理解の推進
- ・学習における交流の場の設定
- ・児童に対する適切なめあての設定

- 未知なるものに進んでチャレンジする力。
- 失敗しても何度も粘り強く取り組む力。
- 試行錯誤をくり返すことができる力。
- 他者とのコミュニケーションを図る力。
- 規範意識、正しいことが分かる善悪判断力。
- ストレスに適切に対処できる力。

【具体的な取組】②

- ・ 児童の成果への即時かつ具体的評価
(コメントやことばがけ 等)
- ・ 児童の個性を認め合う場の設定
- ・ ソーシャル及びコミュニケーションスキルの育成
- ・ 成長に応じためざす子ども像の周知と規範意識、
善悪の判断力等の育成 等

- (4) いじめ防止及び早期発見と対応に向けた組織と具体的な取組、本校のいじめ防止等に関する措置を実効的に行うために、「いじめの防止対策会議」を設定する。

安来市立飯梨小学校「いじめの防止対策委員会」(いじめ防止対策推進法第22条に基づく必置組織)

○校内職員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・被害及び加害児童担任・養護教諭
特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー

○校外関係者：PTA会長・PTA副会長・地区民生児童委員

【具体的な取組】

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 本校のいじめ防止基本方針の策定 | <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針に沿った実践と検証 |
| <input type="checkbox"/> いじめ防止基本方針の修正 | <input type="checkbox"/> 校内研修の企画・運営 |
| <input type="checkbox"/> いじめに係る情報収集 | <input type="checkbox"/> いじめ発生に係る全職員への情報提供 |
| <input type="checkbox"/> 臨時職員会議の設定 | |

※当該組織は、学校が組織的にいじめ防止の諸問題に取り組むにあたって、中核となる役割を担い、いじめ防止に係る具体的な取組を行う。

- (5) 児童の主体的な取組

- 児童会を中心として、「毎月の生活目標」を設定したり、縦割り班活動を充実させたりする。
- 各学級で道徳の時間や特別活動を活用して、いじめを防止する活動を計画し、積極的に取り組む。

- (6) 家庭や地域との連携

- 学校便りや学級通信等で本校のいじめ防止基本方針の周知を行う。
- 適時又は随時、学年・学級懇談会等での話し合いを行う。
- 学校評価委員会をはじめとする地域関係機関との連絡と報告を励行する。

2. 早期発見の在り方と取組 ～起こる前の手立てを最優先に～

- (1) 早期発見に向けた取組

- いじめ早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有
 - ・ 本防止策と対応に係る考え方と具体的対応策の理解
 - ・ いじめ及びいじめ対応に対する意識の共有
- いじめ(学校生活)にかかわるアンケート調査の実施。
 - ・ 生徒指導部による年に3回のアンケートの実施。
(アンケート内容は、その時の児童実態に応じて設定する)
 - ・ アンケート調査を踏まえた「教育相談」の実施。(6月・10月・3月)
- 普段の子どもたちの見とりと情報交換
 - ・ 日々の授業の充実。
 - ・ 自己有用感と自尊感情の醸成。

【学校におけるいじめのサインの例】 <指導の指針より>

急な体調不良 遅刻や早退の増加 授業開始前の机、椅子、学用品等の乱雑さ
 学用品、教科書、体育着等の紛失 学用品の破損、落書き 授業への遅参
 保健室への来室の増加 日頃交流のない児童との行動
 発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 多数児童からの執拗な質問や反駁
 図工や家庭科、書写等での衣服の過度な汚れ 業間や休み時間の単独行動
 特定児童の発言へのどよめきや目配せ 突然のあだ名
 特定児童からの忌避・逃避 特定児童の持ち物からの逃避 等

(2) 早期発見に係る組織

教職員間の情報交換

- ・ 普段のこまめな情報交換。
- ・ 特に学年間の情報交換を重視。
- ・ 職員会議や打ち合わせでの児童の情報交換。
- ・ 保健室や教育相談員からの情報提供とその共有。
- ・ 児童からの情報の活用

教育相談体制

- ・ 心配される児童への定期的な相談の実施。
- ・ 教育相談の充実と全職員への報告、連絡、相談の徹底。

特別支援教育コーディネーター

- ・ 児童の実態把握と適切な支援への助言。
- ・ 支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり。

保護者からの訴えに係る窓口の一本化

- ・ 教頭を窓口として、いじめの通報や情報に対応。
- ・ 全教職員への報告と周知。

(3) 家庭や地域との連携

家庭との連携

- ・ 学校便りや学級通信による子どもたちの活動の広報。
- ・ いじめ等に係る学校の考え方の周知（PTA総会や諸会合、学校便り等で）

【家庭でのいじめのサイン例】 <指導の指針より>

登校しぶり 転校の希望 外出の回避 感情の起伏の顕著化
 教師や友だちへの批判増加 隠し事の発覚 家庭でのお金の紛失
 荒くなる金遣い 長時間の電話や過度に丁寧な対応
 衣服の不必要な汚れ 体への傷やいたずらの痕跡
 保護者来校の拒絶 過度なネットへの対応 他

地域との連携

- ・ 学校便りによる教育活動の広報と周知。
- ・ 登下校時の立哨指導等を通じた児童の実態の情報交換。

【地域で見られるいじめのサイン例】 <指導の指針より>

登下校中に特定児童が、他の児童の荷物等を過度に持つ。
 一人だけ離れて登下校している。 故意に遅れて登校している。
 地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている。
 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
 コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 等

3. いじめに対する具体的な措置 ～早期かつ即時対応&組織的対応～

【独自の判断は禁物！ 素早く対応】

- ×「様子を見よう。」「悪ふざけだろう。」「単なるけんかだろう。」…の考えは捨てる。
- 「いじめは絶対に許さないもの」との認識に立つ。
- 「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。
- 「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- 「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

(1) 素早い事実確認

①速やかな報告の徹底

- ・「担任、現状目撃者等の情報受信者→生徒指導主任→教頭→校長⇒教育委員会」のルートで情報や状況をすみやかに報告する。(第1次報告)
- ・情報受信者を中心に直ちに「いじめ認知・対応記録票」を作成し、教頭へ提出する。
- ・教頭により、第1次臨時職員会議を召集し、内容を周知する。

<内容>

- 被害児童 ○加害児童 ○認知した日時・きっかけ ○内容・状況
- 情報受信者

②事実確認の計画

【第1次臨時職員会議】 当該児童に聞き取りする前に事実確認を進めるための会議

(1) 構成人員

- 校長 ○教頭 ○教務 ○生徒指導主任 ○担任 ○養護教諭
- 特別支援教育コーディネーター ○スクールカウンセラー

(2) 資料

- いじめ認知・対応記録票 □被害・加害児童の家庭調査票

(3) 会議内容

①事実確認のための必要事項

- ・いじめの状況(日時・場所・人数・様態 等)
- ・いじめの動機や背景 ・時系列での事実の把握
- ・被害児童と加害児童の家庭環境や日頃の言動や性格, その特徴
- ・本件について家庭が知っていること
- ・教職員や周辺児童が知っていること
- ・これまでの問題行動等

②事実確認の計画

- ・事実確認のための役割分担
- ・被害児童への聞き取り ・加害児童への聞き取り
- ・周辺児童への聞き取り ・該当児童保護者への連絡

③事実確認の実施 → 記録に残す。

(1) 被害児童への聞き取り

- 教職員は、被害者の視点に立ち、「味方」となって支える立場で接する。
- いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

(2) 加害児童への聞き取り

- いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。
- いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず、受容的に聞く。
- 「いじめは絶対許されない行為」として、けんか両成敗的な指導はしない。

(3) 周辺児童への聞き取り

- 事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- 事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

(4) 被害児保護者、加害児保護者に対して

- 保護者とは直に会って面談を行う。
- 保護者の立場や心情に十分に配慮し、現状と今後の具体的な対応説明する。
- 保護者の心配していることを明らかにして、終息に向けた今後の見通しについて説明をする。

- ・校長 → 教頭 → 全職員のルートで確認事実を周知する。
- ・確認後、教育委員会に報告する。(第2次報告)

(2) 組織的対応について

【第2次臨時職員会議】 具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践

□第1次臨時職員会議のメンバーで具体的な指導方針と対応策を決定

- ・被害児童、加害児童、周辺児童、両保護者への指導方針と具体的対策を決定し、担当を明らかにする。

□実際の対応 → 記録に残す

①被害児童への対応

→担任、養護教諭、生徒指導主任

②加害児童への対応

→担任、養護教諭、生徒指導主任

③周辺児童への対応

→各学級担任

④該当児童保護者への対応

→教頭、担任

全教員で分担する。



各対応は、いじめの
解消を確認するまで
継続する。

- 全て、時系列で、記録を取る。また、複数で対応することを原則とする。
- 完全ないじめ解消を、全ての班、全教職員で確認する。
- 話し合った事、確認事項については、報告書を教育委員会に提出する。(第3次報告)

【ネットいじめへの対応】

□ネット上に本校及び本校児童に係る不適切な書き込み等(名誉棄損、プライバシー侵害、誹謗中傷等)を発見した場合は、直ちに削除する措置をとる。児童の生命や財産等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し、適切な支援を求める。また、安来市教育委員会に報告するとともに、安来三中校区の各小中学校にも連絡を入れる。

□情報教育に係る学習会を、児童と保護者に実施し、情報モラル教育を進める。児童に対しては、各学年の発達段階に応じた指導、保護者に対しては、PTAと連携して、最新のネット社会の現状と課題を伝えていくようにする。

4. 教育相談体制と生徒指導体制について

(1) 教育相談の基本的な考え方と活動計画

- 児童へのアンケート等による日頃からの情報収集を重視する。
- 教育相談員や特別支援指導員の機能を十分に活用し、とらえられたいじめ案件に対し、未然の相談を行う。
- 教育相談員や特別支援指導員は、必要な場合は、本校のいじめの防止対策会議への引き継ぎを行うとともに、定期的な情報の報告を行う。

(2) 生徒指導の基本的な考え方と活動計画

- 日頃の学習や学校生活の充実を第一に考える。
- とらえられた問題場面や学校課題へは、即時に対応する。また、全職員へ案件を周知する。
- 問題場面や学校課題が解決された場合は、その終息を全教職員で確認する。
 - ・ 職員会議、毎週の打合せ、臨時の職員集会等を活用。
 - ・ 事案により、校長、教頭、生徒指導主任等から報告。

5. 校内研修

(1) いじめに関する研修の基本的な考え方

- いじめ防止といじめ対応に係る研修機会を、年間計画の中に定期的に位置付ける。
- 児童の道徳性や道徳的な実践力の向上に係る研修を大切にする。
- P T Aとも連携し、児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関する研修機会の場を設定する。
- 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係る研修機会の場を設定する。

(2) 具体的な取組

- 児童の発達課題や成長、家庭教育の在り方等に関して、講師を招聘して研修会を実施する。
- 児童一人一人が認め合い、高め合えるような授業実践に係り、講師を招聘して研修会を実施する。
- いじめの理解、本校のいじめ発見や組織的な対応の在り方、本方針の周知を目的とした研修会を年度当初に行い、教職員の共通理解を図る。
- 教員研修担当の教頭をリーダーに、いじめ防止に係る研修機会の広報に努める。また、研修を受けた教員からの研修報告を聞き合う場を設定する。

6. 学校評価

(1) いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- 児童に対しては、自分の学校生活を振り返って、定期的に学習や学校生活における心の在り様を中心にアンケート調査を行う。その際は、分かりやすい設問の設定を心がける。
- 保護者に対しては、授業参観や学校行事等の来校時にアンケート調査を行うなど、定期的な評価を位置付け、広く、こまめに情報を得るようにする。
- 教職員に対しては、日々の教育実践と児童への向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。
- 学校評価等を通して得た情報のうち、緊急性のある事案は即時に対応し、改善を図る。

(2) 家庭や地域との連携

- 学校便り等で学校評価の分析結果やいじめに係る実態を広報するとともに、学級通信等で、いじめとその防止と対応に係る学校の考え方や方針を伝えるようにする。
- 家庭や地域よりいじめの情報があった場合には、いじめ防止対策会議を機能させ、事実関係把握と早期解決に向けた対応を行う。

(3) P D C Aサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進

- 本方針に基づく評価を定期的に行い、計画、実行、検証、計画の見直しを行う。
 - ・ 短期評価 → 定期的な児童アンケートや情報交換、などに基づき、児童の実態や対応体制等を確認し、改善する。
 - ・ 中期評価 → 児童へのアンケート調査、教職員による取組評価アンケート調査を実施し、各期間の実態や

変更をとらえ、対応や体制等を改善する。また、個人面談や学校評価等で得られた情報を分析して改善を図る。

- ・長期評価 →中・短期評価をもとに、次年度のいじめ関連方針等を精査、改善する。

7. その他

(1) ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の創出

□本校の教育活動や校務の精選を図り、児童と対話できる時間、児童の指導改善に役立てる時間を創出することに努める。

□一部の教職員に校務が偏ったりしないように、分掌の適正化を図る。

□取り出しの指導や研修参加時の代替指導など、授業支援のサポート体制の整備を図る。

(2) 担任力の向上

□「学習指導力」「生徒指導力」「特別支援教育力」の向上を念頭に、日々の研鑽に努める。

□めあてと付けたい力を明らかにして、日々の授業と生徒指導に取り組む。

□日々の実践を謙虚に振り返り、常に改善を図る。(教職員評価システムの積極的活用)

(3) 体協やスポーツ少年団等との連携

□体協やスポーツ少年団での活動も、児童の健全な成長に大変役立つこととしてとらえ、本校スポーツ少年団の関係保護者との連携や共通理解を図る。

□問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。

(4) 町内会や子ども会等との連携

□子ども育成会主催の各町内行事や奉仕活動等への積極的な参加を促し、異学年交流、異世代交流が円滑に行えるよう支援する。

□問題となる事案が発生した場合は、速やかに報告していただくよう、窓口を教頭とし、校内の場合と同様に対応していく。